

東京都産グリーン水素を  
原料として利用した化粧品の  
パイロット製品製造事業

**公募要領**

東京都 産業労働局 産業・エネルギー政策部  
新エネルギー推進課

<b>1 目的</b> .....	3
<b>2 事業の概要</b> .....	3
(1) 名称.....	3
(2) 期間.....	3
(3) 概要.....	3
(4) 都が負担する経費.....	3
<b>3 パイロット製品の製造について</b> .....	5
(1) パイロット製品概要.....	5
(2) パイロット製品の詳細.....	6
(3) 都が提供する東京都産グリーン水素について.....	8
<b>4 パイロット製品を活用した普及啓発活動について</b> .....	10
(1) 広報物等の作成.....	10
<b>5 事業の進め方</b> .....	11
(1) 概要.....	11
(2) 質問について.....	11
(3) 提案書の作成について.....	11
(4) 提案書の審査.....	11
(5) 協定の締結.....	11
(6) 費用の支払等.....	11
<b>6 応募方法</b> .....	11
(1) 採択事業者の要件.....	11
(2) 提出書類.....	12
(3) 提出方法及び提出先.....	13
(4) 免責事項、注意事項等.....	13
<b>7 応募に関する審査等</b> .....	13
(1) 審査方法.....	13
(2) 採択事業者数.....	14
(3) 審査結果の通知.....	14
<b>8 著作権及び提出書類等の取扱い</b> .....	14
(1) 応募者から提出された提案書等の著作権について.....	14
(2) 応募者から提出された提案書等の使用.....	14
<b>9 その他</b> .....	15
(1) 応募に係る費用.....	15
(2) 個人情報の取り扱い.....	15
(3) 物品の調達等について.....	15
<b>10 本公募全般に関する問合せ先</b> .....	15

## 1 目的

水素は、化学産業や肥料製造等の産業分野で製造プロセスの原料として幅広く活用されている。

水素を化学品に添加する水添技術は、1896年にフランスのポール・サバティエと J.B. サンドランが不飽和有機化合物に水素を添加する際に還元金属を触媒として使用する方法を発見したことに始まる。1902年にはドイツのウィルヘルム・ノーマンがこの技術を油脂に応用し、硬化油製造法を発明した。これにより、液体油を固形脂肪に変えることが可能となり、マーガリンや石鹸の製造が大幅に進展することとなった。

日本では、1913年に辻本満丸博士が硬化油工業化の基礎理論を発表し、上野誠一博士が工業試験所で硬化油の生産を成功させた。1916年には鈴木商店製油所兵庫工場が硬化油の工業生産を開始し、日本の油脂工業界に大きな貢献を果たすなど、水添技術は日本の産業界で100年を超える歴史を有するものとなっている。

一方、現在水添に用いられている水素は、化石燃料由来のグレー水素が大勢を占めており、製造過程で排出される二酸化炭素を回収・貯留したブルー水素、再エネ由来の電力により水を電気分解して作るグリーン水素等の使用は確認できていない。

そこで、東京都が大田区京浜島に整備予定のグリーン水素の製造プラントで生成した東京都産グリーン水素を原料として利用し、水素が広く製造プロセスで利用されており、都民に身近な化粧品のパイロット製品の製造を事業者と共同で行う。

また、製造したパイロット製品を広報施設、イベント等において都民へ広く配布することで、グリーン水素の認知度向上、産業分野におけるグリーン水素の利用・グリーン水素への転換の気付きや機運醸成を促進する。

## 2 事業の概要

### (1) 名称

東京都産グリーン水素を原料として利用した化粧品のパイロット製品製造事業

### (2) 期間

協定を締結した日から令和8年3月31日まで

### (3) 概要

都民へのグリーン水素普及促進のため、事業者を公募し、共同で東京都産グリーン水素を利用したパイロット製品を製造するとともに、パイロット製品を活用した都民への普及啓発を実施する。

### (4) 都が負担する経費

本事業の実施に際し、発生する経費について都は金50,000千円（消費税込）を上限として負担する。対象となる経費は次のアからウまでの条件に合致する下表に掲げる経費とし、千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとする。

ア 本事業に必要な経費であること。

イ 事業期間内に契約、履行又は取得、支払が完了した経費であること。

ウ 使途、単価、規模等の確認ができ、本事業に係る経費として明確に区分できる経費であること。

費目	内容
人件費	事業の人件費は、パート・アルバイトを含む当該事業に直接従事する者（以下、「事業従事者」という。）の直接作業に要する時間に対して支給される給与を計上する。
事業費	<p data-bbox="296 405 1447 510">旅費 当該事業に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。</p> <p data-bbox="296 510 1447 568">経費の算出に当たっては、事業者の内部規程等によることとする。</p> <p data-bbox="296 568 1447 725">出張が当該事業以外の事業と一連のものとなっており、当該事業以外の事業に係る経費が存在する場合は、当該事業に係る部分とその他の事業に係る部分に区分し、当該事業に係る経費のみを計上する。</p> <p data-bbox="296 725 1447 808">事業者においては当該事業に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。</p>
設備 備品費	<p data-bbox="296 1025 1447 1084">備品は、取得価格が 100,000 円以上の物品であって消耗品に該当しないものをいう。</p> <p data-bbox="296 1084 1447 1142">なお、事業の実施に必要な設備・備品は、原則としてリースやレンタルにより調達すること。</p>
消耗品費	<p data-bbox="296 1290 1447 1348">取得価格が 100,000 円未満の物品に係る経費。</p> <p data-bbox="296 1348 1447 1395">取得価格が 100,000 円以上の物品であっても、おおむね 2 年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない。（試薬、消耗実験器具、消耗部品、ソフトウェア、試作品等）</p>
印刷 製本費	<p data-bbox="296 1395 1447 1453">当該事業に直接必要な検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。</p>
通信 運搬費	<p data-bbox="296 1500 1447 1559">当該事業に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等）</p> <p data-bbox="296 1559 1447 1711">通信運搬費として計上する経費は当該事業に直接必要であることが証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。</p>
借料及 び損料	<p data-bbox="296 1711 1447 1816">事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該事業を実施するにあたり直接必要となる物品等の借料を計上する。</p> <p data-bbox="296 1816 1447 2024">リース等により調達した物品は当該事業のみに使用することとし、（当該事業のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととする。）リース料等については、当該事業の事業期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。</p>

光熱水費	当該事業に直接必要な電気・水道・ガス料金等の光熱水費。 光熱水費として計上する経費は当該事業に直接必要であることが証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している費用については一般管理費に含むものとする。
雑役務費	当該事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費（当該事業に必要な機器のメンテナンス費、分析費、速記料、通訳料、翻訳料等）を計上する。 一般管理費を含むものは、一般管理費の算定根拠から除くこと。
外注・委託費	当該事業を行うために必要な経費のうち、事業者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費を計上する。
一般管理費	事業を行うために必要な経費のうち、事業に要した経費としての特定が難しいもの経費。 一般管理費率は、事業者の内部規程等で定める率又は合理的な算出方法により算出したと認められる率を使用することを原則とする。

※上記に含まれない経費であっても、本事業に必要と認められる経費については、支払いの対象となる。具体的な対象経費は5(5)に定める協定により決定する。

### 3 パイロット製品の製造について

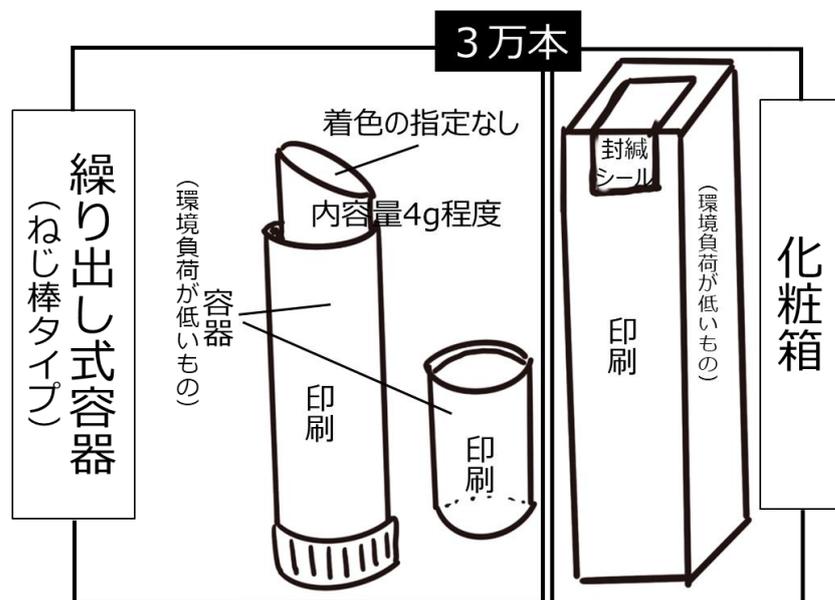
本事業では以下のパイロット製品を製造する。

#### (1) パイロット製品概要

##### ア 製造物

水添ポリイソブテン又は水添ヒマシ油等を原料に含むリップクリームを想定しており、その場合の容器や化粧箱については以下の図のとおりとする。

リップクリーム以外で適当な化粧品があればそれを提案して差し支えない。



イ 本数

3万本以上

なお、2種類以上のパイロット製品を製造する場合、うち最低1種類の製品については必ず3万本以上とすること。

ウ 納品期限及び納品場所

以下のとおり納品すること。

- ・期限：令和8年3月20日（金曜日）
- ・納品先：都が指定する場所（都内3か所程度※）へ納品すること。

※ 東京都庁第一本庁舎（新宿区西新宿二丁目8番1号）、東京スイソミル（東京都江東区潮見一丁目3番2号）、東京都京浜島グリーン水素製造所（大田区京浜島三丁目5番1号）を想定しているが、協定締結後に別途指定

エ パイロット製品仕様

- ・水素添加(水添)には、都が提供する東京都産グリーン水素を用いること。
- ・ア以外の成分は化粧品基準を満たす安全なものを使用し、第三者の権利を害さない手法によること（第三者の了承を得た手法は可）。

(2) パイロット製品の詳細

	事項	説明	事業者提案内容
A	製造物	水素が現に活用されており、都民に身近な製品であるリップクリームを想定しており、「医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号、以下「医薬品医療機器等法」と表記)に規定する「化粧品」とする。 リップクリーム以外で適当な化粧品があり、提案する場合も、同法に規定する「化粧品」とする。	製造物について提案すること
B	必須要件	水添ポリイソブテン又は水添ヒマシ油等を原料に含み水素添加※1(水添)の工程において東京都産グリーン水素※2を利用すること。	水素添加を行う原料について、提案すること。
C	数量	3万本以上 2種類以上のパイロット製品を製造する場合、うち最低1種類の製品については必ず3万本以上とすること。	
D	内容量	4グラム程度(リップクリームの場合) リップクリーム以外で適当な化粧品がある場合あり、提案する場合は、適量を内容量とすること。	
E	成分等	化粧品基準(平成12年9月29日厚生省告示第331号)に適合し、手法が第三者の権利を害するものでないこと又は第三者の承認を受けたものであること。	本事業の目的を踏まえ提案すること。
F	着色	指定なし	
G	製造物の容器	以下については、リップクリームの場合とし、リップ	

		クリーム以外の適当な化粧品を提案する場合は、以下を参考に提案すること。	
	素材	環境負荷の低減がされたねじ棒タイプの繰り出し式容器とすること。	
	デザイン	指定なし。	
	印刷	カラー	
	ラベル貼付	指定なし。	
H	化粧品箱	以下については、リップクリームの場合とし、リップクリーム以外の適当な化粧品を提案する場合は、以下を参考に提案すること。	
	素材	環境負荷の低減がされた容器全体を覆うこと。	本事業の目的を踏まえ提案すること。
	デザイン	指定なし。	
	印刷	カラー	
	ラベル貼付	指定なし。	
	封緘シール	指定なし。	
	シュリンク	資源保護の観点からなしとする。	
I	法定表示及び必要事項表示	<p>医薬品医療機器等法第 61 条に定める表示（法定表示）及び「化粧品の表示に関する公正競争規約」（必要表示事項）第 4 条の規定による表示を製造物の容器本体又は化粧品箱若しくはその両方に記載すること。</p> <p>① 種類別名称</p> <p>② 品名（「製造販売届書」で届け出た製品の名称）</p> <p>③ 製造販売業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>④ 内容量</p> <p>⑤ 製造番号又は製造記号</p> <p>⑥ アスコルビン酸、そのエステル若しくはそれらの塩類又は酵素を含有する場合又は製造又は輸入後適切な保存条件のもとで 3 年以内に性状及び品質が変化するおそれのある場合はその使用の期限</p> <p>⑦ 配合されている成分すべて</p> <p>⑧ 原産国名（原産地が一般に国名より地名で知られ、地名による表示が適切である場合は、原産地名。）ただし、一般消費者によって明らかに国産品であると認識されるものを除く。</p> <p>⑨ 使用上又は保管上の注意（化粧品の表示に関する公正競争規約施行規則別表 2 【使用上又は保管上の注意】の化粧品の種類、2 ロ紅及びリップケア化粧料により、「唇に異常があらわれたときは、</p>	

		ご使用をおやめください。」等の表記を行う。) ⑩ お問い合わせ先 また、本品は見本品となるため、見本品であることが分かるよう適切な表示を行うこと。	
J	内箱	なし	

※1 油脂中の不飽和脂肪酸の二重結合に水素を付加し単結合に変換することで、常温で液体の油を半固体や固体の油脂に作り替える工程

※2 東京都産グリーン水素の提供方法は次の(3)を確認すること。

(3) 都が提供する東京都産グリーン水素について

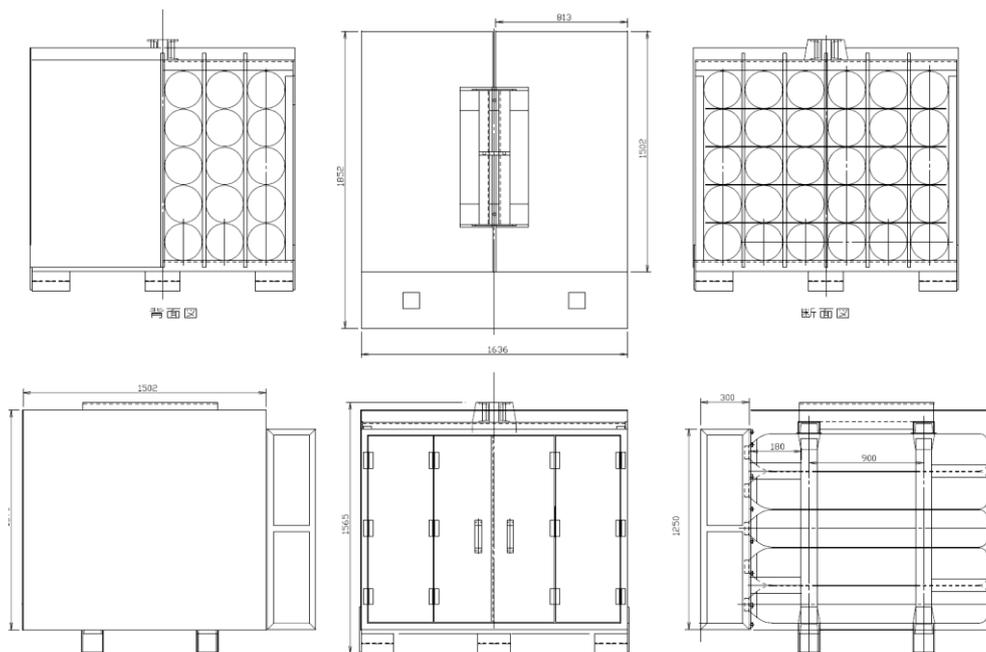
ア 提供量 (上限)

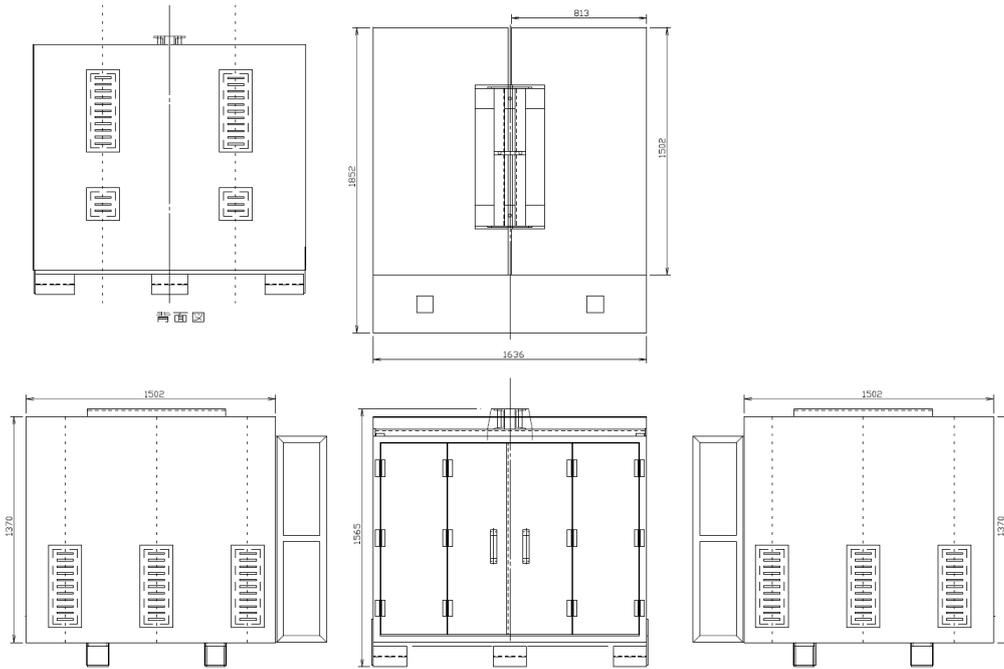
25.1 キログラム-H<sub>2</sub> 以内

イ 提供形態

次の①から⑩までの仕様を充たす圧縮水素カードルにより、26.8kg-H<sub>2</sub> (298 Nm<sup>3</sup>) 以内の水素を採択事業者が指定する場所へ提供する。

なお、残量として 1MPa 以上残して使用すること。(実質利用可能な量は 25.1kg-H<sub>2</sub> (279Nm<sup>3</sup>))





- ① 最高充填圧力 19.6MPa
- ② 水素ポンベは横 6 本×縦 5 本組
- ③ 水素ポンベの総内容積は 50L×30 本で 1,500L
- ④ 100 NL/min 以上で水素の充填、吐出しが可能
- ⑤ 容器ごとに容器元弁あり
- ⑥ 集合主管にストップ弁あり
- ⑦ ブルドン管圧力計（元弁含む）によりガス残量を確認可能
- ⑧ 安全弁（元弁含む）あり
- ⑨ 前面のストップ弁、圧力計等の突出部を保護するための開閉式の枠あり
- ⑩ 水素の充填口、吐出し口の取合いは次の 2 種類あり、いずれかから水素を取り出すこと。

充填口	品名	型式
充填口 1	W34 山左 12	株式会社ハンダ技研工業 TA-0129 同等品
充填口 2	カプラ	日東工器株式会社 HSU-3P 同等品

- ⑪ 吊り金具を設け、クレーンで移動可能
- ⑫ 車両に適切に固定することが可能で公道運搬可能
- ⑬ 総重量 2.4 ton 以下
- ⑭ 外寸は W:H:D=1636 : 1565 : 1852 mm
- ⑮ 水素ポンベに日が当たらないように上面、側面、後面に金属板あり
- ⑯ 耐圧気密試験実施済

ウ 運搬方法

東京都京浜島グリーン水素製造所（大田区京浜島三丁目 5 番 1 号）から採択事業者が指定した場所に車両により運搬。詳細は協定締結後協議により定める。

エ 提供時期

令和7年9月以降。詳細については協定締結後協議により定める。

オ 品質

99.97%以上（ISO規格14687 Grade-D 適合）

カ 安全データシート（SDS）

採択事業者に対し、水素と併せて提供(予定)

キ 提供にかかる費用

水素ガスの費用は無償とするが、水素の運搬に係る費用は採択事業者が負担することとし、詳細については協定締結後協議により定める。

水素の運搬に要した費用は本事業に必要な経費に計上して差支えない。

ク 製造試験用に提供するグリーン水素（山梨県産グリーン水素）

エのとおり、東京都産グリーン水素の提供が9月以降になることから、それ以前に製造テストや品質確認が必要な場合、東京都産グリーン水素と同等の水素（山梨県産グリーン水素）を提供する。

これに係る水素ガス及び運搬に係る費用は全額都が負担する。

なお、ア 提供量（上限）、イ 提供形態、オ 品質、カ 安全データシートいずれも東京都産グリーン水素と同様とする。

#### 4 パイロット製品を活用した普及啓発活動について

グリーン水素の都民への普及を促進するため、普及啓発活動を実施する。

(1) 広報物等の作成

- ・本事業の主旨、目的を鑑み、都と協議の上、次に掲げる広報物等を作成し、納品すること。
- ・広報物等は、東京都が実施する普及啓発イベント等において、都民に対しPRすることを想定して作成すること。

なお、都がこれまで実施した水素関連のイベントについて、以下のウェブサイト上に示す。

<https://www.tokyo-h2-navi.metro.tokyo.lg.jp/>

	事項	説明	事業者提案内容
A	キービジュアル	都民へ効果的に波及するためのキービジュアルを作成すること。	ターゲット層、意図を明らかにした上で、キービジュアルの原案を提案すること。
B	広報物	キービジュアルを踏まえつつ、ポスター等の広報物を作成すること。	ターゲット層、展開方法を含めて、作成する広報物の案について提案すること。
C	PR映像の作成	キービジュアルを踏まえつつ、水添等の製造工程に着目した広報用のPR映像（3分程度）を作成すること。	ターゲット層、展開方法を含めて、作成する広報物の案について提案すること。

## 5 事業の進め方

### (1) 概要

次に示すスケジュールに従い、事業者を公募し、採択となった事業者と協定を締結し、事業を実施する。

公募要領等の公表	令和7年3月31日（月曜日）
質問の受付	令和7年4月1日（火曜日）から4月7日（月曜日）まで
質問への回答	令和7年4月10日（木曜日）
提案書の提出	令和7年4月11日（金曜日）から4月18日（金曜日）まで
プレゼンテーション及び審査会	令和7年4月22日（火曜日）
審査結果通知	令和7年5月上旬（予定）

### (2) 質問について

本公募についての質問は、様式3により電子メールで提出すること。電話や訪問等による問合せについては対応しない。

質問受付期間は、令和7年4月1日（火曜日）午前9時から同年4月7日（月曜日）午後5時までの受信分までとし、質問への回答は、令和7年4月10日（木曜日）に、東京都産業労働局のホームページ上に掲載し、原則として個別回答は実施しない。

### (3) 提案書の作成について

「7 応募方法」に記載する内容に基づき提案書を作成し、令和7年4月18日（金曜日）までに提出すること。

### (4) 提案書の審査

審査会において、提出された提案書及び応募者のプレゼンテーションを基に審査を実施し、採択事業者を決定する。（詳細は「8 提案書の審査」に記載）

### (5) 協定の締結

都は、前項で決定した採択事業者と事業の期間、内容、体制、スケジュール、役割分担、費用負担等に係る協定（以下「協定」という。）を締結し、事業を実施する。都が負担する経費については2(4)に記載する金額を上限として、協定で定める。

### (6) 費用の支払等

当該年度に要する経費が確定した後、採択事業者からの請求に基づき前項で締結した協定に定める金額を上限として支払う。

## 6 応募方法

### (1) 採択事業者の要件

応募者は、単独の事業者又は複数の事業者で構成されたグループであって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条に規定する都内での化粧品製造販売業の許可を有するものであること（グループで応募する場合は、いずれか一社以上が同法同条の許可を得ていること）。また、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

なお、グループで応募する場合は、代表企業を定め、代表企業が応募することとし、その全ての構成企業が、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものであること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立て

をされている者

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定のいずれかに該当する者

エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者

オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

カ 暴力団等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

キ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく排除措置の期間中である者

ケ 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

## (2) 提出書類

応募者は次の書類の ア及びイを作成し令和 7 年 4 月 18 日までに都に提出すること。また、添付書類として、ウからキまでの書類を各 1 部提出すること。

ア 参加申込書（様式 1）

イ 事業者提案書（様式 2）

以下の内容を盛り込み、A4 用紙 10 ページ以内（表紙含まず）とすること。

- ・会社の紹介
- ・財務状況
- ・化粧品等の製造実績
- ・本事業の実施体制及びパイロット製品製造体制（予定工場との調整状況等）
- ・パイロット製品の成分、レシピ、コンセプト、ラフデザインの素案及び実現可能性
- ・広報に係るキービジュアル、広報物等の素案
- ・実施計画（本事業の企画を含め、製造、広報それぞれについて示すこと）
- ・費用（必要経費）

ウ 会社概要（様式自由、会社パンフレット等）

エ 法人の登記事項証明書

オ 定款又は寄付行為（写し）

カ 印鑑証明書（原本）

キ 納税証明書（法人事業税及び法人住民税）（直近 1 か年分）

ク 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 12 条に規定する都内の化粧品製造販売業の許可証（写し）

(3) 提出方法及び提出先

- ・提出方法：自治体専用デジタル化総合プラットフォーム「LoGo フォーム」から提出※1、郵送又は持込み※2
- ・提出先：東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎33階南

※1 詳細な提出方法については、東京都産業労働局のホームページへ掲載する。

※2 郵送、持込で提出する場合、6(2)ア及びイのPDF形式の電子ファイルを記載したCD-R又はDVD-Rを提出すること。

(4) 免責事項、注意事項等

応募者は次に掲げる事項について了承した上で応募を行うこととする。

ア 採択事業者は、実施する業務について全ての責任を負うものとする。

イ 採択事業者は、都が事業の適切な遂行を確保する必要があると認めたときに、実施する営業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査及び関係者への質問に応じること。

ウ 都が事業の適切な遂行に当たり改善の必要を認めた場合は、協議の上、具体的な改善策を実施すること。

## 7 応募に関する審査等

(1) 審査方法

令和7年4月22日(火)に開催する「東京都産グリーン水素を原料として利用した化粧品のパイロット製品製造事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、提出された提案書及び応募者によるプレゼンテーションを基に、次表に掲げる審査項目ごとに審査内容及び審査の視点に基づき厳正に審査し、総合的に評価する。

	審査項目	審査内容	審査の視点
1	応募者	財務状況	・ 提案事業を着実に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。
		実績	・ 応募者は、化粧品等の製造や水添の実績を有しているか。
2	パイロット製品の製造	成分等	・ 東京都産グリーン水素の活用を見据えた原料を選定しているか。 ・ 副作用や健康被害等のおそれがない安全な原料を利用しているか。 ・ 広報を踏まえた波及効果の望めるものとなっているか。
		実現性	・ 設備又は工場及びノウハウ(提携や委託先を含む)を有しているか。 ・ 製造確度が高い化粧品レシピを有しているか。 ・ 化粧品レシピが第三者の権利を害するものでないこと又は第三者の承認を受けたものであるか。 ・ 指定された数量を確実に開発・製造できるか
		デザイン等	・ パッケージデザインの素案等は事業の主旨を理解したものとなっているか。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>容器、化粧箱等の素材（案）は本事業の主旨（環境価値、脱炭素）を踏まえたコンセプトのもとに提案されているか。</li> <li>都民への波及効果の高い内容となっているか。</li> </ul>
3	パイロット製品を活用した広報活動	キービジュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>素案の内容は本事業の主旨を踏まえた都民への波及効果の高い内容となっているか。</li> </ul>
		広報物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポスター、映像に関する広報物の素案は本事業の主旨、パイロット製品のコンセプトと合致し、都民への影響力の高いものとなっているか。</li> <li>都のこれまでの広報活動、イベント等を踏まえた内容となっているか。</li> </ul>
4	実施体制	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画、製造、広報それぞれについて、適切な計画が立てられているか。</li> <li>納期履行が可能な現実的な計画となっているか。</li> </ul>
		実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施必要な人員が確保されているか。</li> <li>設備、工場、広報など役割分担が明確化されているか。</li> <li>各関係者の連絡体制に問題はないか。</li> </ul>
		費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要経費が具体的に明示されているか。</li> <li>不要な経費を含まず、妥当な積算となっているか。</li> </ul>

(2) 採択事業者数

1 者程度

(3) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知する。

イ 都は、審査結果について、採択事業者の名称を東京都産業労働局HPで公表する。

公表項目は、採択事業者名及び評価結果とする。採択事業者以外の参加者については、評価結果のみの公表とし、事業者名は公表しない。

## 8 著作権及び提出書類等の取扱い

(1) 応募者から提出された提案書等の著作権について

応募者から提出された提案書等の著作権は、提出した応募者に帰属するものとし、提案書等の作成に当たり利用許諾を得ずに第三者の著作物を使用した場合等の責めは、全て応募者に帰することとする。

(2) 応募者から提出された提案書等の使用

都は、応募者から提出された提案書等について、採択事業者の選定に関してのみ使用する。また、審査及び実施団体の選定に必要な限度で応募者の承諾を得ずに無償で複製又は使用をすることができるものとする。

なお、提出された提案書等は返却しない。

## 9 その他

### (1) 応募に係る費用

本公募の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

### (2) 個人情報の取り扱い

個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。

### (3) 物品の調達等について

本事業で調達する物品等は、原則、次に示す東京都グリーン購入ガイドに適合したものとする。

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy\\_others/tokyo\\_green/tokyo\\_green](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green)

## 10 本公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当へ電子メール又は電話で行うこと。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

東京都 産業労働局 産業・エネルギー政策部 新エネルギー推進課

E-mail : [S0291503@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0291503@section.metro.tokyo.jp)

電話番号（直通）：03-5320-4731

## 個人情報に関する特記仕様

### 第 A 章 総則

#### (個人情報の保護)

第 1 条 受託者は、この契約による業務を処理する上で個人情報を取り扱う場合、東京都個人情報取扱事務要綱（平成 17 年 3 月 31 日付 16 生広情報第 708 号）第 2 に定める管理体制及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」と同等以上の水準により個人情報を保護しなければならない。

#### (秘密等の保持)

第 2 条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をこの契約以外の目的で他人に知らせ、また、この契約以外の目的に利用してはならない。

2 受託者は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前項の規定を遵守しなければならない。

3 顧客情報等の営業秘密を取り扱う場合、受託者は、経済産業省が策定する営業秘密管理指針（平成 15 年 1 月 30 日（最終改訂：平成 31 年 1 月 23 日））において示される水準以上の対策を講ずるものとする。

#### (個人情報等の取扱い)

第 3 条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に定める個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 号に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報保護法その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

なお、取り扱う個人情報等に加工等を施す場合、この契約における個人情報等は、個人情報保護法第 2 条第 5 項に定める仮名加工情報及び同条第 6 項に定める匿名加工情報並びに同条第 7 項に定める個人関連情報を含むものとする。

#### (受託者に提供する個人情報等の範囲)

2 この契約による業務の処理に際して、東京都が受託者に対して提供する個人情報等（以下「東京都提供個人情報等」という。）がある場合、東京都は、その提供する個人情報等の件名及び件数等について、東京都提供個人情報等一覧（目録 A）に記載し、事前にその旨を明示する。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が都民及び東京都以外の第三者から直接取得する個人情報等（以下「受託者取得個人情報等」という。）がある場合、東京都は、その取得が予定される個人情報等の件名や件数等について、可能な限り具体的に見積を行った上で、その内容を、受託者取得個人情報等一覧（目録 B）に記載し、事前にその旨を明示する。

この場合、受託者は、業務の進捗等を報告するにあたって、必要に応じ、目録 B「受託者取得個人情報等一覧」の記載内容を修正し、東京都に報告するものとする。受託者取得個人情報等のうち、目録に定めがないものについては、東京都及び受託者間で別途合意をした上で、当該受託者取得個人情報等の処理権限を定めるものとする。

#### **（表明保証）**

- 3 受託者は、この契約において取り扱う個人情報等を処理する場合には、その作成、取得及び提供等について、個人情報保護法に定められている手続を履行していることを保証するものとする。

#### **（権限）**

- 4 受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、この契約において取り扱う個人情報等について開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

## **第 B 章 安全管理体制**

#### **（責任体制の整備）**

第 4 条 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### **（責任者、従事者）**

第 5 条 受託者は、この契約による個人情報等の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ東京都に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が番号利用法第 2 条第 5 項及び第 8 項に定義する個人番号及びこれらの個人番号をその内容に含む特定個人情報と同等の水準により管理された個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う場合、東京都は、その取扱いが予定される特定個人情報等の件名や件数等について、具体的に見積を行った上で、その内容を目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載し、事前にその旨を明示する。

また、受託者は、目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載された特定個人情報等の監査者を定め、あらかじめ東京都に届けなければならない。

- 2 受託者は、責任者に、従事者が本特記仕様に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。また、受託者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様を遵守させなければならない。
- 3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。  
なお、監査者は、受託者における第1項に定める個人情報の管理状況を定期に及び必要に応じ随時に監査する。受託者は、監査の結果を踏まえ、個人情報の管理に不適切な点があると認めるときは、直ちに是正措置を講じなければならない。
- 4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底をしなければならない。

#### **(派遣労働者)**

第6条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、東京都に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

#### **(従事者等の教育及び研修)**

第7条 受託者は、個人情報等の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における東京都の機関及び受託者の義務並びに本特記仕様において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修の実施に関して計画を定めなければならない。この計画には、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えいが生じた際に負う民事上並びに刑事上、行政上の責任等に関する事項を含むものとする。
- 3 受託者は、第1項の教育及び研修は、責任者及び従事者にこの契約による業務を行わせる前に少なくとも1回は行わなければならない。
- 4 要配慮個人情報を取り扱う場合、東京都は、受託者が前2項に基づき策定する計画のほか、前項に基づき実施する教育及び研修の実施状況について、必要に応じてその提出を求めるものとする。

#### **(再委託)**

第8条 受託者は、個人情報等の処理について再委託（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下

同じ。)を行う場合、個人情報等を適切に管理する能力を有しない事業者を選定しないようにするために、再委託しようとする業者名及び次の各号に規定する項目を記載した書面を東京都に通知し、東京都個人情報取扱事務要綱第7.7に定める東京都の承諾を得なければならない。再委託の内容を変更する場合又は選定した業者が個人情報等を適切に管理する能力を有しないことが判明した場合において別の業者に変更する場合も同様である。

- (1) 再委託を行う業務の内容及び事業執行場所
  - (2) 再委託で取り扱う個人情報等の目録
  - (3) 再委託の期間
  - (4) 再委託が必要な理由
  - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
  - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
  - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
  - (8) 再委託の相手方に対する個人情報保護法第25条等に基づく監督方法
- 2 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、東京都に対して再委託の相手方による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。
- 3 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 受託者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、東京都の求めに応じて、その状況等を東京都に適宜報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の管理監督とは別に、再委託の相手方における責任者及び従事者に対して、この契約による業務を行わせる前に、少なくとも1回は第7条第1項に定めるものと同等以上の教育及び研修を行わせなければならない。

#### **(目的以外の利用禁止)**

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は東京都から引き渡された文書等（当該文書に記録された個人情報の全部又は一部を複製及び転写等した他の媒体を含む。以下、本特記仕様において同じ。）を東京都の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### **(複製、複製等の禁止)**

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するため東京都から引き渡された文書等を東京都の指示又は承諾を得ることなく複製又は複製若しくは転写してはならない。

#### **(個人情報等の安全管理)**

第11条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は東京都から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

2 受託者は、東京都から文書等の引き渡しを受けた場合は、東京都に受領書を提出する。

3 受託者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。東京都は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。

4 受託者は、東京都が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。

5 受託者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受託者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ東京都に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。

7 受託者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。

(1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。

(2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。

(3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。

(4) 上記(1)及び(2)について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記(3)について責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。

8 受託者は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。

9 受託者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し選定すること。

10 受託者は、第1項の個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。

(2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等

以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

#### **(個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去)**

第12条 東京都から引き渡された文書等に記録された個人情報等のほか、この契約による業務を処理するために東京都の指定した様式により、及び東京都の名において、受託者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報等は、東京都に帰属するものとする。

2 受託者は、この契約による委託業務完了時に、東京都の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。

なお、上記の個人情報等に要配慮個人情報を含む場合、個人情報等の返還は、第5条の規定によりその役割を果たすべき者として東京都に届け出られている者が行うものとする。

3 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 受託者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を東京都に提出しなければならない。ただし、他の法令に基づき受託者において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、受託者は、廃棄又は消去できない個人情報等の概要に関する情報（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去しない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を上記証明書に記載すること。

6 受託者は、廃棄又は消去に際し、東京都が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

## **第C章 事故対応及び検査**

### **(漏えい等発生時の対応)**

第13条 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事態に係る帰責の有無にかかわらず、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を東京都に速やかに

報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。この場合、受託者は、当該措置に係る費用を負担することとする。
- 3 受託者は、東京都と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、東京都が事実関係の公表にあたって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

### (立入調査等)

第14条 東京都は、この契約による業務の処理に伴う個人情報等の取扱いについて、本特記仕様の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めると及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、東京都から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、再委託を行なう場合は、前項と同等の措置を講じるよう再委託の相手方に対して求めなければならない。また、受託者は、必要に応じて東京都が再委託の相手方に報告を求めると及び再委託の相手方の作業場所を立入調査できるよう、必要な調整を行うものとする。この限りにおいて、受託者は、再委託の相手方の作業場所を立入調査できるように調整した記録（再委託の相手方に連絡した日時及び連絡内容、連絡の結果による再委託の相手方の返答内容など）を、東京都の求めに応じて書面により報告しなければならない。

## 第D章 契約解除及び損害賠償等

### (契約の解除)

第15条 東京都は、受託者が本特記仕様に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、東京都にその損害の賠償を求めることはできないものとする。
- 3 受託者が、第1項の規定に基づき契約を解除された場合、東京都は、受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

### (損害賠償等)

第16条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記仕様に定める義務に違反し、又は怠ったことにより東京都が損害を被った場合には、東京都にその損害を賠償しなければ

ばならない。

- 2 受託者は、第 13 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに東京都に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。
- 3 受託者は、第 13 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して、東京都が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人（以下「被害者」という。）から東京都に対してなされる訴訟並びに慰謝料その他の損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために東京都において発生した費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、東京都の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。
- 4 第 2 条第 3 項に基づき管理された個人情報等の取扱いについて東京都が損害を被った場合には、東京都は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 4 条及び第 5 条に基づく損害の賠償を請求することができる。

#### **(違約金)**

- 5 第 1 条に基づき管理された個人情報の取扱いに関して、受託者の責任者及び従事者の故意又は重過失によって東京都に損害が生じた場合、受託者は東京都に対して違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払う義務を負う。
- 6 東京都に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、東京都は実際に生じた損害額を立証することで、受託者に対して立証した額を違約金として請求することができる。

#### **(その他)**

第 17 条 受託者は、保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ及び本特記仕様の解釈等、個人情報等の取扱いについて疑義を生じた場合、その都度東京都に確認し、本業務を行うこと。この限りにおいて、東京都は、東京都の情報セキュリティ管理体制の維持に支障がない範囲で受託者に対して情報提供を行うものとする。

第 18 条 第 16 条の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、受託者が再委託等（再々委託及びそれ以降の委託を含む。）をした相手方において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。